



公益財団法人深井奨学財団 奨学規程

第1章 総 則 (通 則)

第1条 公益財団法人深井奨学財団定款第4条第1号の事業を行なうためこの規程を定める。

(奨学生の資格)

第2条 本財団の奨学生となるものは、学業、人物ともに優秀、かつ健康であって、学資の支弁が困難と認められるもので、かつ、大学進学を志す東京都立高等学校に在学する生徒でなければならない。

(奨学生の種類)

第3条 奨学生の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) 都立高等学校奨学生
- (2) 大学奨学生（本財団の奨学金を受給して卒業した大学生）

(奨学金の給付期間及び金額)

第4条 高等学校奨学生に対する奨学金の給付期間は、正規の最短修学期間として、奨学金の額は月額1万円とする。

2 大学奨学生に対する奨学金は、前項の高等学校奨学生で大学に現役で進学、または一浪で進学した場合に限り、大学入学時にお祝い一時金として24万円を給付することができる。

改定（奨学金の給付期間及び金額）

第4条 高等学校奨学生に対する奨学金の給付期間は、年度末までを期間として、奨学金の額は月額1万円とする。但し、毎年度毎に継続願を提出し、選考委員会の選考を経ねばならない。

2 大学奨学生に対する奨学金は、3年次の深井奨学生で、大学に現役で進学、または翌年に進学した場合に限り、大学入学時にお祝い一時金として24万円を給付することができる。

第2章 奨学生の採用と奨学金の交付

(奨学生願書および奨学生推薦書の提出)

第5条 奨学生志望者は、連帯保証人と連署した本財団あての奨学生願書に、在学学校長の推薦書および在学証明書を添えて本財団に提出するものとする。

2 連帯保証人は、本人が未成年の場合は、その保護者、成年者の場合は父母兄姉またはこれに代る者でなければならない。

改定（奨学生願書および奨学生推薦書並びに継続願の提出）

第5条 奨学生志望者は、連帯保証人と連署した本財団あての奨学生願書に、在学学校長の推薦書および在学証明書を添えて本財団に提出するものとする。

2 奨学金の継続を願うものは、年度毎に継続願を提出するものとする。

3 連帯保証人は、本人が未成年の場合は、その保護者、成年者の場合は父母兄姉またはこれに代る者でなければならない。

(奨学生的採用と選考委員会)

第6条 奨学生的採用は、学識経験者4名を含む10名以上をもって構成する奨学生選考委員会で、別に定める奨学生選考基準に基づき選考を経て理事長が決定し、その結果は在学学校長を経由して本人に通知する。

2 奨学生選考委員は、理事会において選任する。ただし、学識経験者のうち2名以上は、当財団と利害関係のない中立的な立場の者を選任するものとする。

(奨学生の交付)

第7条 学資金は、1ヶ月分を常例とし、特別の事情があるときは、2ヶ月分以上を合せて交付することができる。

2 学資の交付は、直接本人に送金または手渡しするものとする。

(学資金受領書の提出)

第8条 学資金の交付を受けた奨学生は、そのつど、ただちに学資金領収書を提出しなければならない。

第3章 奨学生の休止、廃止と諸報告

(学業成績および生活状況の報告)

第9条 奨学生は、毎年度末学業成績表および生活状況報告書を理事長あて提出しなければならない。

改定 (学業成績および生活状況の報告)

第9条 奨学生は、毎年度末学業成績表および生活状況報告書（以下、報告書等という）を理事長あて提出しなければならない。また、本報告書等は、選考委員会に提出しなければならない。

(異動届出)

第10条 奨学生は、次の各号の1に該当する場合は連帯保証人と連署のうえ、直ちに届け出なければならない。

- (1) 休学、復学、転学または退学したとき。
- (2) 停学その他の処分をうけたとき。
- (3) 連帯保証人を変更したとき。
- (4) 本人または連帯保証人の氏名、住所その他重要な事項に変更があったとき。

(奨学生の休止)

第11条 奨学生が休学したまま長期にわたって欠席したときは奨学生の交付を休止する。

(奨学生の復活)

第12条 前条の規定により奨学生の交付を休止または停止された者が、その事由が止んで在学学校長を経て願い出たときは、奨学生の交付を復活することがある。

(奨学生の廃止)

第13条 奨学生が次の各号の1に該当すると認めるとときは、在学学校長の意見を徴して奨学生の交付を停止することがある。

- (1) 傷い疾病などのために成業の見込みがなくなったとき。
- (2) 学業成績または操行が不良となったとき。
- (3) 奨学生を必要としない理由が生じたとき。
- (4) 前各号のほか、奨学生として適当でない事実があったとき。
- (5) 在学学校で処分を受け学籍を失なったとき。
- (6) その他第2条に規定する奨学生としての資格を失なったとき。

(奨学生の辞退)

第14条 奨学生は、いつでも在学学校長を経て奨学生の辞退を申し出ることができる。

(奨学生の返還)

第15条 奨学生の給付を受けた者が、次の各号のひとつに該当する場合は交付した奨学生の全部または一部につき償還させることができる。

- (1) 奨学生を目的以外に使用したとき。
- (2) いつわりの申請その他の不正の手段によって交付を受けたとき。

(死亡の届出)

第16条 奨学生が死亡したときは連帯保証人は、死亡診断書を添えて在学学校長を経てただちに死亡届を提出しなければならない。

第4章 奨学生の指導

第17条 奨学生を将来有用の人材として育成するために必要な一般教養の高揚その他の指導および成績および生活状況に応ずる適切な指導を行うものとする。

第5章 補 則

(改廃)

第18条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、昭和60年 9月 1日から実施する。
- 2 平成元年9月21日 この規程を一部改定する。
- 3 平成27年4月15日 この規程の一部改訂する。
- 4 平成30年3月12日 この規程の一部改訂する。

以上は公益財団法人深井奨学財団の奨学規程に相違ありません

平成30年 3月 12 日

東京都新宿区戸山3丁目19-1
東京都立戸山高等学校内
公益財団法人深井奨学財団
代表理事 住田 笛雄